

●利島村離島高校生修学支援費補助金

離島に住む高校生は、島を離れて進学せざるを得ない状況にあり、居住費等の保護者の負担が重いことから、修学に要する経費の一部を補助する制度です。

■対象者

次に該当する利島村に住所を有する保護者(村税等を滞納していない者)

- ①利島村に住所を有するが、通学のために実際に島外に居住する生徒
- ②通学のために利島村から島外に転居した生徒

■補助金額

1ヵ月3万円 年間36万円を上限

交付回数は、年2回(10月、3月)。

■対象経費

居住費(家賃、下宿費)

■対象期間

高等学校等在学中の3年間を上限

■受付期間 毎年5月30日までに教育委員会まで申請書を提出

■必要書類

- ①在学証明書
- ②寮、下宿、借家等住居等に係る契約書、またはこれに類するもの